

## 答 申

審査請求人（以下「請求人」という。）が提起した生活保護法（以下「法」という。）63条の規定に基づく返還金額決定処分に係る審査請求について、審査庁から諮問があったので、次のとおり答申する。

### 第1 審査会の結論

本件審査請求は、棄却すべきである。

### 第2 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、〇〇福祉事務所長（以下「処分庁」という。）が請求人に対し令和2年1月17日付けで行った法63条の規定に基づく返還金額決定処分（以下「本件処分」という。）について、その取消しを求めるものである。

### 第3 請求人の主張の要旨

請求人は、おおむね以下のことから、本件処分の違法性又は不当性を主張し、本件処分の取消しを求めている。

本件処分は不当であると思うので納得のある説明がほしい。長年掛けた生命保険は私の財産であろう。〇〇は長年のボランティア活動等の資金をストック用に15年以上上手に利用していたものであり何の言われるすじも無く法律に反する事でもない！ 12月17日2度のケース会議を開き（必要経費）を認めずは第2課の法律か！ 保護開始前から法テラス（本件弁護士）に相談していることを聞き取りとあるが、保護受給は平成29年12月19日〇〇病院当時地区担当の女性の方の時、通帳の残金が3万程度の為のものである。したがって本件弁護士とは逢っていない。

#### 第4 審理員意見書の結論

本件審査請求は理由がないから、行政不服審査法45条2項の規定を適用し、棄却すべきである。

#### 第5 調査審議の経過

審査会は、本件諮問について、以下のように審議した。

年 月 日	審 議 経 過
令和3年10月25日	諮問
令和3年11月1日	請求人から主張書面を收受
令和3年12月17日	審議（第62回第2部会）
令和4年1月21日	審議（第63回第2部会）

#### 第6 審査会の判断の理由

審査会は、請求人の主張、審理員意見書等を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

##### 1 法令等の定め

##### (1) 保護の補足性及び保護の基準について

法4条1項によれば、保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われるとされている。

また、法8条1項によれば、保護は、厚生労働大臣の定める基準により測定した要保護者の需要を基とし、そのうち、その者の金銭又は物品で満たすことのできない不足分を補う程度において行うものとするとしており、保護費は、上記保護の基準に従って、要保護者各々について具体的に決定されるものである。

(2) 収入の認定について

ア 「生活保護法による保護の実施要領について」（昭和36年4月1日付厚生省発社第123号厚生事務次官通知。以下「次官通知」という。）の第8・3・(2)・エ・(イ)によれば、保険金その他の臨時的収入については、その額（受領するために交通費等を必要とする場合は、その必要経費の額を控除した額とする。）が世帯合算額8,000円（月額）をこえる場合、そのこえる額を収入として認定することとされている。

イ 「生活保護問答集について」（平成21年3月31日付厚生労働省社会・援護局保護課長事務連絡。以下「問答集」という。）問13-23（答）の(1)によれば、法63条を適用する場合で、保護開始時から資力を有していた場合は、必要経費等を除き実際の受給額全額を返還の対象とすべきであり、収入認定の際に認められる控除等は適用されないとされている。

ウ 東京都福祉保健局生活福祉部保護課が作成した「生活保護運用事例集2017」（以下「運用事例集」という。）問7-19（答）によれば、「『その他公の給付』及び『その他の臨時的収入』の対象収入」について、次官通知第8・3・(2)・エ・(イ)にいう「その他の臨時的収入」（必要経費等を控除した上で、8,000円を超える額を収入として認定する。）として、「生命保険等の入院給付金」を挙げている。

(3) 法63条の規定に基づく費用返還義務について

ア 法63条の趣旨について

法63条によれば、被保護者が、急迫の場合等において資力があるにもかかわらず、保護を受けたときは、保護に要する費用を支弁した都道府県又は市町村に対して、すみやか

に、その受けた保護金品に相当する金額の範囲内において保護の実施機関の定める額を返還しなければならないとされている。

そして、法63条の規定は、被保護者に対して最低限度の生活を保障するという保護の補足性の原則に反して保護費が支給された場合に、支給した保護費の返還を求め、以て生活保護制度の趣旨を全うしようとするものとされている（東京高等裁判所平成25年4月22日判決・裁判所ウェブサイト裁判情報掲載）。

#### イ 法63条に係る資力の発生時について

問答集問11-1（答）によれば、被保護者が保護開始時から加入している生命保険についての資力発生時は、解約返戻金の場合は「保護開始日」、入院給付金の場合は「給付の対象となる日以降」とされている。

#### ウ 費用返還義務の範囲について

(ア) 「生活保護費の費用返還及び費用徴収決定の取扱いについて」（平成24年7月23日社援保発0723第1号厚生労働省社会・援護局保護課長通知。以下「課長通知」という。）の1・(1)によれば、法63条に基づく費用返還の取扱いについて、「法63条に基づく費用返還については、原則、全額を返還対象とすること」とされ、「ただし、全額を返還対象とすることによって当該被保護世帯の自立が著しく阻害されると認められる場合は、次に定める範囲の額を返還額から控除して差し支えない」（以下、この控除を「自立更生免除」という。）とし、上記の「次に定める範囲の額」として、同④「当該世帯の自立更生のためのやむを得ない用途に充てられたものであって、地域住民との均衡を考慮し、社会通念上容認される程度として保護の実

施機関が認めた額。ただし、以下の用途は自立更生の範囲には含まれない」として、(ア)ないし(エ)の4つの場合を挙げ、そのうちの(エ)において、「保護開始前の債務に対する弁済のために充てられた額」を挙げている。

(イ) 運用事例集問11-9(答)によれば、法63条においては、返還額の決定が被保護世帯の状況に応じた実施機関の合理的な裁量に委ねられており、法63条の適用に当たっては、被保護世帯の生活実態を基に自立更生免除について検討を行い、さらに、実施機関として判断したことを明確にするため、検討した経過を記録に残すこととされている。

(4) なお、次官通知及び課長通知は、いずれも地方自治法245条の9第1項及び3項の規定に基づく法定受託事務の処理基準である。

また、問答集は、生活保護制度の具体的な運用・取扱いについて問答形式により明らかにするものであり、実務の適切な遂行に資するものとして、その内容も妥当なものであると認められる。

そして、運用事例集による上記1・(2)・ウ及び同・(3)・ウ・(イ)の取扱いは、法63条の返還額の決定についての事務処理の方針を示したものとして合理性が認められるものである。

## 2 本件処分の検討

### (1) 法63条の規定の適用について

法63条によれば、被保護者が、急迫の場合等において資力があるにもかかわらず、保護を受けたときは、その受けた保護金品に相当する金額の範囲内において、保護の実施機関に対してその定める額を返還しなければならないとされている。

本件では、請求人は、保護の開始日である平成29年12月19日時点において、〇〇生命及び〇〇生命の生命保険に加入しており、平成30年4月4日に〇〇生命から解約返戻金1を、同月5日に〇〇生命から解約返戻金2をそれぞれ受領したことが認められる。

そして、運用事例集により、保護開始時から被保護者が加入している生命保険に係る資力について、法63条の規定に基づく費用返還の対象となる資力の発生時点は、解約返戻金については「保護開始時」、入院給付金については「給付の対象となる日以降」とされていることからすれば、請求人は、解約返戻金1及び2については、保護の開始時（平成29年12月19日）、入院給付金1及び2については、給付の対象となる日（平成29年11月2日）以降に、法63条の規定に基づく費用返還の対象となる資力を有していたと解される。

そうすると、請求人は、保護を開始したときから既に法63条が定める「資力があるにもかかわらず、保護を受け」ていたものであり、保護の補足性の原則に反して保護費が支給された場合に該当するのであるから、処分庁が、法63条の規定を適用したことは、上記1の法令等の定めにも則ったものといえることができる。

(2) 本件処分による返還金額について

ア 解約返戻金1及び2について

処分庁は、解約返戻金1及び2について、いずれも発生時点である平成29年12月19日を基準として、実現した資力が発生時よりも少なかった解約返戻金1については実現した資力である440,350円を請求人に生じた資力とし、解約返戻金2については48,874円を請求人に生じた資力としたことが認められる。

イ 入院給付金1及び2について

処分庁は、入院給付金1については、平成30年12月分の収入として認定して8,000円を控除した228,083円を請求人に生じた資力とし、入院給付金2については、平成31年1月分の収入として認定して8,000円を控除した47,019円を請求人に生じた資力としたことが認められる。

ウ 処分庁は、上記ア及びイのことから本件入金総額から必要経費を控除した額764,326円(440,350円+48,874円+228,083円+47,019円)を資力と認め、請求人に対する保護を開始した平成29年12月19日から平成30年8月までを返還対象期間として、当該期間の支給済み保護費769,372円(別紙「返還金額計算表」の支給済み保護費欄参照)から、請求人が、債務整理に要した法テラス東京への償還金42,400円について自立更生免除を認め、同額を控除した721,926円を返還決定額としたことが認められる。

エ 以上によれば、721,926円を返還決定額とした本件処分は、上記1の法令等に則ってなされたものであり、また、違算も認められない。

### 3 請求人の主張について

(1) 第3のとおり、請求人は、長年掛けた生命保険は自らの財産であると主張するが、保護開始時に加入していた各生命保険により得られた解約返戻金及び入院給付金が法63条の返還対象となることは上記2・(1)のとおりであり、請求人の主張をもって本件処分の取消理由とは認められない。

(2) また、請求人は、ケース診断会議において必要経費が認められなかったことが不当である旨を主張しているが、処分庁が本件処分に当たり、ケース診断会議において自立更生免除に関する検討を行った結果、債務弁済に充てた費用477,176円

及びその振込手数料432円について、課長通知において自立更生免除が認められない場合とされる「保護開始前の債務に対する弁済のために充てられた額」に該当するとして免除を認めなかったのものであって、その判断が不合理なものであるとは認められないから、請求人の主張には理由がないというほかはない。

4 請求人の主張以外の違法性又は不当性についての検討

その他、本件処分に違法又は不当な点は認められない。

よって、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

(答申を行った委員の氏名)

近藤ルミ子、山口卓男、山本未来

別紙(略)